

条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、当該資格者を有する者により当該入札を行わせるため、地方自治法施行令第167条の6（みなかみ町財務規則第128条第1項）の規定により次のとおり公告する。

平成28年 8月 8日

みなかみ町長 岸 良 昌



1. 工事概要等

- (1) 工事名 みなかみ町湯宿終末処理場 汚泥脱水機更新工事
(以下「対象工事」という。)
- (2) 工事場所 利根郡みなかみ町 須川 地内
- (3) 工期 契約締結日から平成29年 3月30日まで
- (4) 工種 機械設備工事
- (5) 工事概要 機械設備工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備撤去工事 一式
- (6) 最低制限価格 有
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 前払金 有
- (9) 契約保証金 要

2. 入札方法

- (1) 参加形態 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という）による参加
- (2) 執行方法 ぐんま電子入札共同システムによる電子入札

3. 入札参加資格

対象工事の入札に参加しようとする共同企業体は、次に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

(1) 共同企業体の要件

- ア 構成員の数
2者とする

イ 構成員の組合せ

ア) 3(2)のすべてを満たす構成員1者と、3(3)のすべてを満たす代表構成員1者の組合せとする。又、いずれかの構成員の要件として、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）における「機械器具設置」及び「電気」の総合評点値（P）が1,200点以上である者とする。

イ) いずれかの構成員が群馬県利根郡みなかみ町内に建設業法に基づき設置された本店を有し、みなかみ町の格付基準における「土木一式」の等級がA等級であること。

ウ 結成方法

自由意志による自主結成方式とする。

エ 出資比率

最小出資比率30パーセント以上とする。

オ 存続期間

ア) 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体

当該工事の完了後3ヶ月を経過した日までとする。当該期間満了後において、当該工事の瑕疵担保責任がある場合は、各構成員が連帯してその責を負うものとする。

イ) 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体

当該工事の請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(2) 構成員の要件

ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

イ) 入札公告の日において、平成28・29年度みなかみ町指名競争入札参加資格者名簿（財務規則第139条第1項に規定する名簿。以下「資格者名簿」という。）に登録されている者。

リ) 本件工事の公告日から入札日までの期間において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱（昭和61年4月1日群馬県要綱）第2条第1項及びみなかみ町建設工事請負業者等に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示9号）第2条第1項に基づき指名停止の措置が講じられている期間中でない者。

エ) 退職一時金制度を導入又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度に加入していること。

オ) その他みなかみ町条件付一般競争入札実施要綱（平成19年告示第86号、以下「要綱」という。）第7条に規定する資格要件を欠く者でないこと。

カ) 本件工事において2以上の共同企業体の構成員になっていない者。

(3) 代表構成員の要件

ア) 3(2)に定める要件を満たしている者。

イ) 代表構成員は、当該工事において中心的な役割を担う者で出資比率が構成員中最大（同比率も可）の者であること。

4 入札参加資格申請

入札参加申請希望者は、次に掲げる書類（以下「参加申請書」という。）をぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を通じて様式を取得のうえ、必要事項を入力したワード・エクセル形式かP D F形式のファイルを添付し提出するものとする。（書類の押印は不要とする。）なお、共同企業体で参加する場合には代表構成員の事業者名で手続きするものとする。また、期限までに参加申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

入札資格を認められた者であっても、入札期日に資格要件を欠いたときは、入札に参加することができない。また、2以上の申請を行った場合、その申請は無効とする。

- (1) 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（要綱様式第1号）
- (2) 主任（監理）技術者配置予定調書（要綱様式第2号）
- (3) 同工種施工実績調書（要綱様式第3号）
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書写し
- (5) 特定建設工事共同企業体誓約書
- (6) 委任状

※(2)、(3)については、内容を証明する書類の写しを添付すること。

5. 入札日程

①申請受付期間	公告日の翌日から平成28年8月22日
②確認通知書発行	平成28年8月30日頃
③質問受付期間	公告日の翌日から平成28年8月23日
④質問回答日時	平成28年8月26日頃
⑤入札書受付日時	確認通知書発行の日から平成28年9月 1日
⑥開札・通知	平成28年9月 2日

注1： 設計図書に対する質問がある場合は、所定の質問書に内容を簡潔にまとめて記載し、生活水道課 下水道グループ（office-suido@town.minakami.gunma.jp）までファイル形式を変更せずに添付ファイルとしてメール送信すること。

注2： 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時00分から午後1時までを除く。）とする。

6. 現場説明会

現場説明会は行わない。

7. 入札の注意事項等

- ア 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応する工事費積算内訳書（指定された様式）を提出すること。（提出された工事費積算内訳書は開示することがある。）また、工事費積算内訳書は返却しない。
- イ 入札執行回数は2回までとする。
- ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。※（入札書記載金額は、消費税及び地方消費税を除く。）
- エ 同価格の入札があった場合は、くじで落札者を定める。
- オ 本公告に示した競争入札において、必要な資格の無い者、虚偽の記載を行った者及び入札時点で、3に規定する入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる資格の無い者の行った入札は無効とする。
- カ 工事費積算内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）と入札書に記載された入札金額に相違があるときは、その入札書は無効とする。
- キ 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

8. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札予定価格の金額が5千万円以上の場合は、みなかみ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第47号）の規定により、町議会において可決されるまでの間は、仮契約となる。

9. その他

- (1) 本件入札は、ぐんま電子入札共同システムで執行するため、共同企業体による参加の場合における手続きは、代表構成員が行うものとする。また、代表構成員名で行われる手続き等は、共同企業体名で行われたものとして読み替えて取り扱うものとする。
- (2) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法及び同法施行令並びに町財務規則、建設工事執行規則及び関係要綱等の定めによる。

10. 問い合わせ先

みなかみ町後閑318番地

※申請手続き みなかみ町役場 総合戦略課 財政・契約グループ

電話 0278-25-5005 FAX 0278-62-2291

※工事内容 みなかみ町役場 生活水道課 下水道グループ

電話 0278-25-5014 FAX 0278-20-2003

メール office-suido@town.minakami.gunma.jp